

お客様各位

平成25年2月1日

まだまだ厳しい寒さが続いています、このところ日が長くなったように思えます。

皆様方におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。

今月は下記の3点をまとめました。

1. 今月の税務～平成24年分の確定申告の受付開始
2. 平成25年度税制改正大綱
3. コラム～祖父母からの贈与について

## 1. 今月の税務～平成24年分の確定申告の受付開始

平成24年分の所得税・個人住民税の確定申告は、2月16日が土曜日のため、2月18日から3月15日までです。

皆様の会社にお勤めの方で、昨年末に年末調整を受けなかった人、平成24年中の年収が2千万円を超える人、副収入がある人、2か所以上の会社から給与の支払いを受けている人などは確定申告が必要です。

また、本来は確定申告の必要がない人でも一定額以上の医療費を支払ったり、新たに住宅を取得した人、災害で損害を被った人などは、還付申告をすることで税金が戻ってくるケースがあります。

この時期、経理担当者は、従業員からの確定申告に関する相談に対応することがありますが、分からないことは坂田公認会計士事務所にお問い合わせ下さい。

## 2. 平成25年度税制改正大綱

1月24日に自民党から平成25年度税制改正の概要が発表されました。

その内容は緊急経済対策と来年4月に予定される消費税増税対策が中心となり、企業の設備投資を促進するための新たな税制の創設や住宅ローン減税を大幅に拡充するなど、企業の成長を後押しする一方、家計の負担に十分配慮した措置となっています。各税金別に影響の大きい項目を説明します。

<法人課税> 民間投資の喚起と雇用・所得の拡大を目指しています。

- ① 設備投資喚起策として、国内の生産等設備投資額が減価償却額を超え、かつ、前年度比で10%超増加した場合に、新たに取得した機械・装置について30%の特別償却又は3%の税額控除ができる「生産等設備投資促進税制」が創設されました。
- ② 更に、人の面では、給与等を5%以上増加させた場合、その増加額の10%の税額控除を可能とする「所得拡大促進税制」を創設するとともに、従来の雇用促進税制を拡充し税額控除額を増加雇用者数一人当たり20万円から40万円に引き上げています。

<個人所得課税> 最高所得税率の引き上げと住宅税制の拡充

- ① 現行の所得税の税率構造に加えて、所得税の最高税率を引き上げ課税所得4,000万円超について45%の税率を創設しました。
- ② また、住宅税制の消費税引上げ対策として、住宅ローン減税を平成29年末まで4年間延長し、その期間のうち平成26年4月1日から平成29年末までに認定住宅（長期優良住宅・低炭素住宅）を取得した場合の最大控除額を500万円（現行300万円）に、それ以外の住宅を取得した場合には

400万円（現行200万円）にそれぞれ拡充しています。

＜資産課税＞ 相続税課税強化と贈与税軽減化により高齢世代から若年世代への早期財産移転を図る

- ① 相続税の基礎控除について、現行の「5,000万円+1,000万円×法定相続人数」を「3,000万円+600万円×法定相続人数」に引下げ、相続税の最高税率を55%に引き上げる等、相続税課税強化を図る。
- ② 小規模宅地等特例について、居住用宅地の適用対象面積の上限を330㎡（現行240㎡）に拡大し、居住用宅地と事業用宅地（貸付事業除く）の完全併用を可能とする等の拡充により、適用面積を最大730㎡（現行400㎡）まで拡大します。
- ③ 相続時精算課税制度について、贈与者の年齢要件を65歳以上から60歳以上に引下げ、受贈者に孫を加えます。
- ④ 子や孫に対して教育資金を一括して贈与した場合の贈与税について、子・孫ごとに1,500万円までを非課税とする教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置を創設しました。

いずれも、案の段階でそのまま成立するとは限りませんので、今後の動向と対策を順次お知らせしていきます。

### 3. コラム～祖父母からの教育資金贈与について

平成25年度税制改正で、祖父母からの教育資金の一括贈与制度が塾や予備校の宣伝でよく使われていますが、実は以前から孫の教育資金を祖父母がその都度負担しても贈与税が掛らないことはあまり知られてないようです。

孫の学費を親に代わって祖父母が負担しても、直系血族間で生活費や学費負担のため贈与税は掛りません。これは、民法の扶養義務という大前提に基づいているからです。

そのため、学校の授業料の引落口座を祖父母に設定しておけば税務署対策は十分なのです。

もちろん祖父母の存命中であれば問題はないのですが、もし祖父母に相続が発生すると贈与は認められなくなり、相続人ではない孫への相続財産の引継は相続税が多めに掛るというデメリットが生じます。そのため、今回の一括贈与制度は入学時などに何年分もの教育資金を先払いしても贈与税が掛らないことに目的があります。

今回の改正の細部は今後詰められていきますが、あくまで教育資金が対象であり、実際には株式投資や遊興費などに使われていないことを客観的に証明できるようにしなければなりません。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。  
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

### 坂田公認会計士事務所

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>